

城南家保ニュース Vol. 19-10



熊本県城南家畜保健衛生所 平成19年 8月 発行

<http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/kaho/jounan/jounan-index.htm>

電話 0966-22-3814、FAX 0966-22-3617

『熊本県豚コレラ防疫演習』が開催されました。

平成19年4月1日から我が国が豚コレラ清浄国に復帰したことを受け、平成19年7月27日、合志市の熊本県農業研究センターで県内養豚農家、市町村担当者、県関係者、九州各県家畜保健衛生所職員等約130名が参加し、開催されました。

1 防疫演習の内容

- ① 豚コレラの症状等についての再確認
- ② 万一、発生した場合の防疫措置
(養豚農家からの連絡～経営再建まで)
- ③ 緊急ワクチン接種、処分豚の処理方法について



2 家畜保健衛生所の今後の取り組み

家畜保健衛生所では、これまで養豚農家の立入検査、豚コレラウイルス抗体検査、病性鑑定を行ってきていますが、今後はさらにこれらの監視を徹底し、発生予防に努めることとしています。

3 養豚農家の皆様へのお願い

現在、国内に豚コレラウイルスは、存在していません。しかし、アジア各国を中心に発生が認められていますので、十分な注意が必要です。養豚農家の皆さんは、以下の点に留意していただくようお願いします。

- ① 飼養衛生管理基準を遵守した管理の徹底をお願いします。(裏面参照)
- ② 豚の健康状態の観察徹底をお願いします。
- ③ 異常豚を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所へ連絡してください。

不明な点や、わからないことは家畜保健衛生所までお問い合わせください。

家畜の飼養衛生管理基準

- 1 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 2 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
- 3 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること。
- 4 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
- 5 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
- 6 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
- 7 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 8 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
- 9 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 10 家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

勧告及び命令基準を守っていないと認められた場合は、衛生管理の方法を改善するよう指導、勧告します。また、最終的な改善命令に従わないときは、30万円以下の罰金。